

交 運 甲 達 第 1 5 号
平成29年 3月10日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

再試験に係る運転免許の取消しに伴う事務の取扱いについて

再試験に係る運転免許の取消しに伴う事務の取扱いについては、再試験に係る運転免許の取消しに伴う事務の取扱いについて（平成19年交運甲達第12号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、旧通達を下記のとおり改正し、平成29年3月12日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、平成29年3月11日をもって廃止する。

記

第1 事務処理体制の確立

運転免許課長は、再試験に係る運転免許の取消しに該当する者に係る通報、その者に係る事務処理上必要な資料の送付等が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2 意見の聴取の方法等

1 再試験を正当な理由なく受けないと認めることにより免許を取り消そうとする場合は、意見の聴取を行うことを要する。

当該意見の聴取は免許の取消しに係るものであることから、福井県公安委員会がこれを行うこととなる。

2 意見の聴取の通知は、意見の聴取通知書（別記様式第1号）により行うこととする。

3 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。

(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しないことにより再試験の対象となり、その通知を受けた者が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別添第1の区分1の記載例によるものとする。

(2) 令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当したことにより再試験の通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別添第1の区分2の記載例によるものとする。

4 意見の聴取手続の開始時期については、再試験通知書を直接交付した場合には交付した日の翌日から1月、配達証明郵便により送付した場合には「郵便物配達証明書」

の配達月日の翌日から1月をそれぞれ経過した時点とする。

第3 処分の移送等

- 1 公安委員会が法第104条の2の2第3項の規定により、処分移送通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第19の3の2）を送付するときは、原則として書留郵便により行うものとする。
- 2 処分移送通知書には、当該処分に係る「初心運転者講習通知書」又は「再試験通知書」に係る「郵便物配達証明書」その他通知した事実の証明に必要な資料を添付する。
- 3 再試験不受験による処分移送通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載は別添第1の記載例、「備考」欄の記載は別添第2の記載例による。
- 4 処分の移送は、行政処分関係書類送付書（別記様式第2号）に処分移送通知書等を添付して行うものとする。

第4 処分をした旨の通知等

- 1 処分をした旨の通知
法第104条の2の2第7項の規定による処分をした旨の通知の方法は、処分通知書（別記様式第3号）を送付して行うこととする。
- 2 処分執行の依頼
処分通知書を送付する際に併せて処分執行依頼をするときは、被処分者に交付する「運転免許取消処分書」（府令別記様式第19の3の4）及び当該処分に係る「再試験に係る行政処分処理票」（別記様式第4号）並びに「違反外処分・短縮・手配登録票」（資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日以外のコードを記載したもの）の写しを添付して行うこと。
- 3 余白欄記載事項の抹消
被処分者に交付する処分通知書の余白欄に当該処分執行依頼をする都道府県において独自の取扱事項を記載している場合にあつては、当該事項を抹消すること。
- 4 処分執行依頼を受けた場合の措置
被処分者に対し取消処分通知書を交付するときは、当該処分通知書の交付者において、処分通知書の通知（交付）年月日を記載して行うものとする。

第5 取消処分決定に伴う措置

再試験に不合格であることを理由に免許の取消処分を決定した場合及び意見の聴取を行った結果、再試験を受けないことについて、やむを得ない理由が認められないものと認定し、免許の取消処分を決定した場合は、次の措置を執る。

- 1 運転免許証の返納
取消処分決定者に対しては、「運転免許取消処分書」（府令別記様式第19の3の4）により通知し、当該取消免許に係る運転免許証を返納させること。
- 2 併記免許保有者の取扱い
併記免許を有する者については、免許年月日欄に取消しに係る免許以外の免許の年月日を記載し、有効期間については返納に係る運転免許証のそれと同一のものとして新たな運転免許証を作成し、これを交付すること。この場合において、運転免許証交付手数料は、徴収しないものとする。

なお、再試験に係る免許の取消しをされた者の併記免許にかかる残免許の運転免許証については、即日交付を原則とするが、何らかの理由によりこれが不可能な場合には、旧免許証に穴をあける等外観上明白な措置を施した上、備考欄に

再試験手続中			
平成	年	月	日まで有効
平成	年	月	日福井県公安委員会

と押印し、当該運転免許証と引き換え又は郵送によりこれを交付すること。

3 登録

再試験に係る免許の取消処分を決定したときは、警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細則の定めるところにより必要な登録を行うものとする。

第6 行政処分処理票の作成

運転免許課長は、「再試験に係る行政処分処理票」を作成し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

「様式省略」